

第5回横浜マリントワー運営等事業者選定委員会会議録											
日時	平成30年7月13日（金） 午後3時から午後5時まで										
開催場所	横浜市文化観光局会議室										
出席者 (敬称略)	<p>◆委員 荻島尚之、坂井 文、田辺恵一郎、玉井和博（委員長）、吉田育代</p> <p>◆事務局 雨宮勝（文化観光局観光MICE振興部長） 鳥丸雅司（文化観光局観光振興課集客推進担当課長） 梶晃三（文化観光局観光振興課担当係長） 関佑也（文化観光局観光振興課担当係長） 菅野理（文化観光局観光振興課職員）</p>										
欠席者	なし										
開催形態	非公開										
議題	1 事業者応募提案一次選考・評価										
決定事項	全ての応募者について、一次選考通過とする。										
議題1	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">事務局</td> <td> <p>【開会】</p> <p>【定足数の確認】 委員全員の出席があり、定数を充足していることから、横浜マリントワー運営等事業者選定委員会条例第7条第2項により、委員会の成立を確認した。</p> <p>【前回会議録の確認】</p> <p>【本会議、議事録の公開・非公開の決定】 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条により、「会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合」に該当するため、非公開とする。</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">玉井委員長</td> <td> <p>【議題1について資料1、2及び3により事務局から説明。】</p> <p>〔質疑応答〕 提案書については、内容により事業者が特定される恐れのある部分について事務局によるマスキングされているが、今回応募者が1者だったので、マスキングされていない提案書で審査しても良いのではという意見もあるだろう。</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">荻島委員</td> <td>マスキングの無い状態で審査したい。</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">吉田委員</td> <td>マスキングの無い資料で審査を行った場合、公開される資料としてはどのようなのか。</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">事務局</td> <td>委員会の資料のうち、企業のノウハウ等に係る部分を一部非開示とする扱いになると思われる。</td> </tr> </table>	事務局	<p>【開会】</p> <p>【定足数の確認】 委員全員の出席があり、定数を充足していることから、横浜マリントワー運営等事業者選定委員会条例第7条第2項により、委員会の成立を確認した。</p> <p>【前回会議録の確認】</p> <p>【本会議、議事録の公開・非公開の決定】 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条により、「会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合」に該当するため、非公開とする。</p>	玉井委員長	<p>【議題1について資料1、2及び3により事務局から説明。】</p> <p>〔質疑応答〕 提案書については、内容により事業者が特定される恐れのある部分について事務局によるマスキングされているが、今回応募者が1者だったので、マスキングされていない提案書で審査しても良いのではという意見もあるだろう。</p>	荻島委員	マスキングの無い状態で審査したい。	吉田委員	マスキングの無い資料で審査を行った場合、公開される資料としてはどのようなのか。	事務局	委員会の資料のうち、企業のノウハウ等に係る部分を一部非開示とする扱いになると思われる。
事務局	<p>【開会】</p> <p>【定足数の確認】 委員全員の出席があり、定数を充足していることから、横浜マリントワー運営等事業者選定委員会条例第7条第2項により、委員会の成立を確認した。</p> <p>【前回会議録の確認】</p> <p>【本会議、議事録の公開・非公開の決定】 横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条により、「会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合」に該当するため、非公開とする。</p>										
玉井委員長	<p>【議題1について資料1、2及び3により事務局から説明。】</p> <p>〔質疑応答〕 提案書については、内容により事業者が特定される恐れのある部分について事務局によるマスキングされているが、今回応募者が1者だったので、マスキングされていない提案書で審査しても良いのではという意見もあるだろう。</p>										
荻島委員	マスキングの無い状態で審査したい。										
吉田委員	マスキングの無い資料で審査を行った場合、公開される資料としてはどのようなのか。										
事務局	委員会の資料のうち、企業のノウハウ等に係る部分を一部非開示とする扱いになると思われる。										

玉井委員長	<p>それでは、委員会としてはマスキング無しの資料で審査を行うということでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
玉井委員長	<p>それでは、本日はマスキング無しの資料にて審査を行うこととする。</p> <p>(事務局：マスキング無しの資料配付)</p>
玉井委員長	<p>それでは、個別の項目の評価に入る。事務局から何か確認することはあるか。</p>
事務局	<p>資料3の、1(2)経営状態、(3)資金調達方法の確実性・継続的な採算性については、事務局の方で財務諸表をもとに、外部委託して財務診断及び信用調査を実施している。8月中旬までに結果を入手し、委員の皆様へ送付する予定であるので、これらの項目については、今回提案が一次選考を通過した場合に二次選考において審議いただくということでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
玉井委員長	<p>個別の評価点の決定方法については、どのようにすべきか。各委員の評価の平均点や合計点とする以外に、委員の合議とする方法もある。</p>
田辺委員	<p>合議制でよいのではないかと。</p>
玉井委員長	<p>合議制という意見があったが、皆さんいかがか。</p> <p>(異議なし)</p>
玉井委員長	<p>それでは、個別の項目については合議により決定するものとする。</p> <p>一次選考通過の最低基準を設けるかどうかについてはいかがか。ボーダーラインとしての点数を項目ごと、あるいは総合評価点に対して決めるとか、一項目でも0点があったら不可とする、という考え方もあるが。</p>
吉田委員	<p>ボーダーラインを決めて、そのボーダーラインを上回り一次審査通過としたのち、二次選考(ヒアリング)の結果により評価の修正が行われた結果、ボーダーラインを下回った場合はどうなるか?</p>
事務局	<p>二次選考の際に評価を変更することは可能だが、一次選考は一次選考で、通過するかどうかを確定していただきたい。二次選考で評価の修正が行われボーダーラインを下回った場合であっても、その議論は二次選考の際に改めて行われるべきものと考ええる。</p>
吉田委員	<p>提案書の記載内容だけでは十分に判断できない項目もある。ヒアリングで補完し、評価を修正するケースも多い。ボーダーを決めることの心配な点は、二次選考においてヒアリング等の結果評価が下がった場合にどう考えればよいかである。</p> <p>ヒアリング後に評価が下がった場合、一次審査の点数は公表するのか?</p>

事務局	公表するのは二次選考後の評価点のみである。
萩島委員	通常は一次選考において複数の事業者がいるものなので、一次審査は予備審査の意味合いが強く、ボーダーラインを定めて効率的に応募者の絞り込みを行うが、今回はそれが無い。ボーダーラインを定めるのではなく、全体評価をもとに一次審査を通過とすべきかどうか、ほかの皆さんのご意見も聞きたい。
坂井委員	今回はボーダーラインは設けず、二次選考で落とすことも想定して議論しておいたほうが良いのではないかと。
玉井委員長	それでは、今回の一次選考においては、ボーダーラインは設けないこととする。いずれかの項目に0点がついた場合の考え方についてはどうか。
坂井委員	評定の付け方としては、0点か満点かという二段階評価としている。0点だと本来不適格だが、内容的に満点はつけられず、感覚的にはその中間と感じた項目もある。委員の合議で得点を決めていけばよいのでは。
玉井委員長	それでは、各項目についての議論に入りたい。 まず、大項目「A. 基本姿勢に対する評価」、「1 提案事業の基本的理念」については、何か意見はあるか。
	(意見なし)
玉井委員長	それでは、「2 マリントワーの現況・課題の認識」についてはどうか。
坂井委員	マリントワーの課題の認識が甘い。実際の感覚としては100点満点で40点くらい。
玉井委員長	それでは「A. 基本姿勢に対する評価」については、「1 提案事業の基本的理念」が5点、「2 マリントワーの現況・課題の認識」についても5点、計10点とする。続いて、「B. 事業性に関する評価」に移る。 「1 事業者の業績・体制」について、「(1)類似実績」についてはいかがか。
坂井委員	私の専門ではないので、他の委員の意見を聞きたい。
萩島委員	タワーの運営はどんな企業でもできるというわけではないので、実績は評価に値する。
吉田委員	提案書に書かれている実績のみで加点すべきか、判断しかねた。
萩島委員	現時点では基礎点のみとし、ヒアリングの結果を見て判断してはどうか。
玉井委員長	それでは1(1)については2.5点とする。 事務局の説明にあったように、1(2)については本日は評価保留とする。 1(3)実施体制についてはどうか。

吉田委員	人員配置の考え方が提案書からは読み切れなかった。体制や役割分担は示されているが、具体的な業務についてどれくらい人員を配置するか、については判断できない。
玉井委員長	私も飲食業経営の経験があるが、実際の運営に必要な人員の想定がこれでは判断できない。飲食業界は本当に人材が不足している。導入時のトレーニングも含めてどれくらいの人員を想定しているのかを確認する必要がある。  1 (3)については評価点は2.5点として、ヒアリングで補足するということでよいか。  (異議なし)
玉井委員長	それでは、「2 提案事業の確実性」について、「(1) 提案内容に整合した事業モデル」についてはどうか。
荻島委員	フロアごとの今までの課題を踏まえて、次期運営期間はこうするという内容が示されているので、加点した。
田辺委員	提案はなかなか良いと思うが、本当に実現できるのかという疑問も感じた。実現できたら素晴らしい。
玉井委員長	確実に実施できるかというのがポイントと思う。提案としては面白い。
坂井委員	提案の内容としては楽しそうではあるが、実現可能性については疑問がある。
吉田委員	しっかりとした提案がされている。評価は、体制や資金面まで考慮して事業モデルとして整合しているかどうか、という点まで勘案するかどうかによって変わってくる。(1)は提案が空間上でできているかどうか、(2)は事業として収支が正確かどうかという風に切り分けるなら、(1)については十分な評価に値する。
玉井委員長	それでは、本項目については加点ありの10点としてよいか。  (異議なし)
事務局	現在の運営状況について、市会から提案内容が、一部履行されていないとして指摘を受けた経緯がある。二次選考のヒアリングの中で、きちんと検証していただきたい。
玉井委員長	それでは、次に「(2) 事業収支の正確性」についてはどうか。
吉田委員	提案内容は盛りだくさんとなっている。光熱水費や植栽の維持管理費などは費用がかかる。現状の収支と比較して、実現できるのか気になった。 広告宣伝費については、コストに算入されているのか判断できない。これまでの実績

	<p>と比べると少ないのではないかという印象。今まで以上に企画イベントを行うという想定であれば、心配である。</p> <p>損益計算については、詳しく書かれていないのでこの資料では確認ができず、ヒアリングの際に確認をしないと評価できない。</p>
荻島委員	<p>事業収支の計算の中で、収入の計算が過大ではないか？心配な点なので、聞いてみたい。</p>
玉井委員長	<p>この資料だけではわからない部分がある。人員をどれだけ使っているのか、それが適切であるのかわからない。表だけ見ればバランスが良く見える。しかし、これだけライトアップを行うのに、この費用の見込みは適切かどうかわからない。</p>
田辺委員	<p>この提案がどの程度の実現性があるのかは、ヒアリングで確認したい。</p>
玉井委員長	<p>それでは、この項目は5点とすることでよいか。</p> <p>(異議なし)</p>
玉井委員長	<p>事務局の説明にあったように、「(3)資金調達方法の確実性・継続的な採算性」についても、本日は評価は保留とする。</p>
田辺委員	<p>資本金1億円の企業が、4億円の借入れを行うという提案だが、大丈夫なのか。ヒアリングで内容を確認する必要がある。</p>
玉井委員長	<p>次に、「3. 施設の維持修繕」についてはいかがか。</p>
坂井委員	<p>長寿命化の観点を読み取れなかったので気になった。まったくの0点ということではない。</p>
荻島委員	<p>市側の修繕工事については委員に説明しているのか。前提条件として説明しておいた方がいいのではないか。</p>
事務局	<p>運営事業者の入替のタイミングに合わせ、大規模修繕を予定している。塗装の塗り替え、空調や展望用昇降機制御装置の設備の更新といった根本的な長寿命化の工事は市が行う。</p> <p>また、それとは別に、横浜市では施設所有者負担分として過去10年間において毎年100万円程度の修繕の実績がある。</p> <p>そのうえで、運営事業者として10年間適切に維持管理してほしいという意味で、運営事業者が行う修繕についての評価項目を設けたもの。</p>
田辺委員	<p>リニューアル費に償却を入れているように見える。税制上、極力償却できるようにしたのかも知れない。</p>

吉田委員	維持修繕については、ほぼ募集要項に書かれたことしか書いていない。長寿命化について特に提案はされていない。
玉井委員長	<p>それでは、この項目については10点ということでよいか。</p> <p>(異議なし)</p>
玉井委員長	「4 事業スキームの具体性」についてはどうか。
吉田委員	提案書の中では、どの企業がどの事業を担当するか読み切れない。実行体制の整合が分からない。ヒアリングで確認したい。
玉井委員長	<p>それでは、現時点では基礎点の10点とすることでよいか。</p> <p>(異議なし)</p>
玉井委員長	<p>それでは「B. 事業性に関する評価」については、「1 事業者の業績・体制」「(1) 類似実績」は2.5点、「(2) 経営状態」については判断保留、「(3) 実施体制」は2.5点。「2 提案事業の確実性」「(1) 提案内容に整合した事業モデル」は加点ありの10点、「(2) 事業収支の適切さ、正確性」は5点、「(3) 資金調達方法の確実性・継続的な採算性」については判断保留。「3 施設の維持修繕」は10点、「4 事業スキームの具体性」は10点ということで、合計50点とする。</p> <p>続いて、「C. 提案内容に関する評価」について議論を行う。</p> <p>まず、「1 地区活性化に関する提案」「(1) 賑わい創出の仕掛け、集客の方策」についてはどうか。</p>
田辺委員	いい提案だと思う。実現性についてはヒアリングで確認したい。
玉井委員長	<p>それでは、この項目については加点ありの20点としてよいか。</p> <p>(異議なし)</p>
玉井委員長	<p>「(2) 地域のにぎわいエリアとの共存策」について。</p> <p>私としては、提案にあるナイトタイムエコノミーというトレンドワードを評価した。現状では、外国人が来て夜楽しめる場所がない。ただシタワーだけで取り組むのではなく、地域全体を巻き込んでやらなければならない。ただし、方向性によってはカジノ等ともつながりかねなく、重要な視点である。</p>
玉井委員長	<p>それでは、この項目については基礎点の10点としてよいか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>続いて、「2 横浜の観光振興に資する提案」について、まず「(1) 横浜の観光振興に</p>

	<p>資する提案」については。</p>
田辺委員	<p>絵はきれいにかけているが、これが本当にエリアの集客にプラスに働くか、エリアの観光振興に資するかについては疑問がある。もう少し工夫ができないだろうか。本当に効果があるのか。</p>
玉井委員長	<p>地域の特徴を生かし、ハーバーリゾートという位置づけをもっと明確に目指すかどうかということにもかかわってくる。</p> <p>それでは、この項目については基礎点の5点とする。</p> <p>続いて、「(2)観光交流施設としての機能」について。2階の公共床部分の提案について、コンシェルジュを常駐させるという部分がうまく回れば効果的だと思う。観光交流機能において、コンシェルジュの存在は重要と考える。</p> <p>それでは、この項目については基礎点の2.5点としてよいか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>次に「3. 広報・PRに関する提案」についてはいかがか。</p>
田辺委員	<p>2階に観光交流機能を持たせるとしているが、2階まで人が来るかどうか。1階でのオープンスタジオ等での営業とした方がよかったのでは。</p>
坂井委員	<p>どのように人を呼び込むことを考えているのか、ヒアリングで確認したい。</p>
玉井委員長	<p>それでは、この項目については基礎点の5点としてよいか。</p> <p>(異議なし)</p>
荻島委員	<p>「4. 市民利用、公共性の拡充に関する提案」についてはどうか。</p> <p>2階部分の提案について、現状、2階フロアにはそれほど人が行っていない。子供が集まる場所、コンシェルジュ等の提案に、集客の意欲を感じた。広場の提案については、もうちょっとうまく使ってほしいという思いもあるが、山下公園とのつながりについてもしっかりと書いている。</p>
吉田委員	<p>2階と屋上部分の提案に、特に市民にとっても居心地の良さを演出する点が打ち出されていることは評価できる。2階のコンシェルジュを置いたり市民が利用しやすい施設となっている部分、またこれまで利用されていない屋上を庭園化しベンチを置き市民に開放するとしている部分が、これまで以上に公共性があると思う。</p>
玉井委員長	<p>「キッズキャンパス」の提案は面白いと思った。2階を工夫し、市民利用を促している。</p>

坂井委員	広場利用の部分は評価できるが、P.26 の提案の中では緑化の関係で現状より広場が狭くなっている。現状ではフリーマーケット等に利用されているが、現状より狭くなるのではないか。ヒアリングで、空間の利用方法と提案内容の実現性を確認したい。
田辺委員	提案内容は運営事業者であれば最低限のことにとどまっている。ヒアリングの中で確認ということではよいのではないか。
萩島委員	これら提案における工夫、魅力をどの項目で評価するかが悩ましい。
玉井委員長	それでは、本項目については、加点ありの10点とする。 続いて、「5 景観に関する提案」についてはどうか。
吉田委員	提案として踏まえるべき点はクリアしていると思うが、かなりの面積の緑化を行うイメージであり、本当に維持管理できるのか？維持管理をしっかりしなければ、景観としては逆効果。他のPFI等の事例でも、結局撤去してしまったケースもある。緑は扱いが大変。今回の提案の目玉でもあると思うが、維持に係る手間や費用をどう考えているのか。ヒアリングで確認する必要がある。 外壁部分の大型ビジョンも、法令等をふまえ実現可能なか不明。
坂井委員	吉田委員と同感である。加点評価もありうるが、緑化や大型ビジョン等の実現可能性も不明であり、提案内容だけでは判断できない。
萩島委員	屋上・壁面緑化は、定期的な入れ替えが必要になるもの。そういったメンテナンス費用も見込んでいるのかどうか。
田辺委員	自分が運営している施設で壁面緑化を行っているが、各種技術の向上により、壁面緑化に関しては植物の入替は必ずしも必要なくなっている。
坂井委員	広場の花畑部分は広場のままとした方がいいのでは。市民ボランティアの参画についても提案があるが、市民はメンテナンスは担ってくれるかもしれないが、花を持ってきてくれるわけではない。定期的な維持管理費がかかる。屋上緑化についても同様である。
田辺委員	緑化は初期投資もかなりかきむので、そのあたりの積算がどうなっているのかという疑問がある。
事務局	外壁部分のモニター設置について、事務局にて都市整備局に確認したところ、映像装置の設置は不可とのことであった。提案者が法令について確認・理解しているか、ヒアリングの中で委員にご確認いただきたい。
玉井委員長	それでは、本項目については、基礎点の2.5点ということではどうか。



	(異議なし)
玉井委員長	最後に、「6 提案内容の波及効果」についてはどうか。
荻島委員	ナイトタイムエコノミーなど市の課題への対応、今後の IR との連携、将来的に観光の核になる山下地区との連携、それらについて考えがあるかどうか重要。
玉井委員長	横浜をランドマークとして位置付けるために、いろいろな提案をしてきていることは望ましい。実現性については、ヒアリングを通じて確認したい。
田辺委員	波及効果が表れるかどうかは、市と2人3脚で協働していくという姿勢が事業者にあるかどうかにかかっている。ヒアリングの中で確認したい。
玉井委員長	本項目については、基礎点の5点とすることでよいか。
	(異議なし)
荻島委員	最後に、評価を保留とした「1 (2) 経営状態」、「1 (3) 資金調達方法の確実性・継続的な採算性」の2項目についてはどうするか。
玉井委員長	現時点の判断では基礎点としておき、事務局で行っている外部委託の結果をもって、二次選考の際に評価する、ということで良いか。
	(異議なし)
玉井委員長	<p>それでは、「C. 提案内容に関する評価」については、「1 地区活性化に関する提案」「(1) 賑わい創出の仕掛け、集客の方策」については、加点ありの20点、「(2) 地域のにぎわいエリアとの共存策」については基礎点の10点。「2 横浜の観光振興に関する提案」「(1) 横浜の観光振興に資する創意工夫」は加点ありの5点、「(2) 観光交流施設としての機能」は基礎点の5点。「3 広報・PRに関する提案」は基礎点の5点。「4 市民利用・公共性の拡充に関する提案」は加点ありの10点。「5 景観に関する提案」は基礎点の2.5点。「6 提案事業の波及効果」は基礎点の5点とする。すべての項目の合計点は122.5点となる。</p> <p>最後に、評価についてご意見はあるか。</p>
	(意見なし)
玉井委員長	それでは、今回の提案について、一次選考通過とすることでよいか。
	(異議なし)
玉井委員長	それでは、今回の提案は一次選考通過とする。

	<p>次に、二次選考、ヒアリングの進め方についてはどうか。</p> <p>事務局から何か確認することはあるか。</p>
事務局	<p>事務局にて事前に資料を確認する中で、いくつか疑問点があったので、委員の意見を伺いたい。</p> <p>まず、営業費用のうち、賃借料については消費税及び地方消費税が計上されていない。</p> <p>次に、屋外への映像装置の設置は、関内地区都市景観形成ガイドライン（山下町特定地区ガイドライン）、関内地区景観計画においても制限されているが、提案者が認識しているかどうか不明。</p> <p>また修繕について、「貸付期間中における修繕の考え方としては、建物躯体（構造体）、及び横浜市が敷設した設備（主に共用部分の設備等）については、予算等に応じて横浜市の判断により実施することとする横浜市の考え方に、運営事業者として同意いたします」（提案書p. 15）とあるが、どのような意味か不明。なお、説明会時の質問に対しては、次の通り回答している。「A工事部分を含め、維持管理者修繕については、塔体や展望フロアの上部33階まで含めて、全て運営事業者に行っていただきます。ただし、一件あたり20万円を超える修繕は市が実施します。」</p> <p>朝ヨガの開催について、当該広場内でヨガを開催するスペースはあるのか不明。</p> <p>提案の実現性という観点から考えると、提案時の申込書に名前のあった4社（共同借受人2社・業務委託会社2社）以外の「協力会社」（提案書p. 9）の参画についての確度が不明。</p>
事務局	<p>また、これは横浜市の行う工事に関して、塔体工事の工事手法やスケジュールによっては、提案通りの事業スケジュールとならない場合も想定されるが、そのリスクについてはどのように考えているか確認が必要。</p> <p>最後に、提案の作成にあたり、どの程度各種法令（景観条例等）のチェックを行っているのか、事業者の認識を確認する必要がある。</p>
吉田委員	<p>展望フロアで飲み物の提供の提案があったが、フロアの用途としては可能なのか。質問回答では可否を明確には回答していない。</p>
事務局	<p>どのような利用を想定しているかも含めて、協議の中で決めていくことになる。飲食を提供するとき、食品衛生法の関係上も様々な規制がある。自動販売機程度なら可能だろう。</p>
田辺委員	<p>フロアの用途制限については、公募時の想定は変更しないということか。</p>
事務局	<p>ご理解の通り。</p>
田辺委員	<p>資料は持ち帰って改めて読み直し、各委員がヒアリングしたい項目を持ち寄り、次回のヒアリング前にヒアリング項目を議論してはどうか。</p>

坂井委員	時間もないので、事前に本日出された意見について事務局でまとめてもらい、当日追加があれば各自質問するということにしてもよい。
玉井委員長	それでは、ヒアリング時に早めに集まり質問項目の議論を行うこととする。
事務局	質問担当者の案についても事務局で作成してよいか。
委員	(異議なし)
坂井委員	ヒアリングのスケジュール案ではプレゼンテーションの時間が30分あるが、長すぎる印象。15～20分程度でよいのではないか。ヒアリング時間は案のままでよい。
玉井委員長	それでは、時間配分はプレゼンテーション20分・ヒアリング50分としてよいか。
	(異議なし)
坂井委員	ヒアリング後に二次選考としての評価を決定し、その結果不合格とすることはあるのか？
事務局	ありうるという認識でいる。
田辺委員	評価にあたって、横浜市が把握している現運営事業者における課題をまとめ、資料としてもらえないか。
荻島委員	本委員会は現事業者の評価を行うことが目的ではなく、次期運営事業者の選考を行うことが目的なので、現運営について評価に含めるのは違和感がある。たまたま提案者が現運営事業者と推察されるからといって、現在の運営状況を選考の判断材料の一部とすべきではない。
田辺委員	通常、こうしたケースですでに実績のある事業者が手を上げる場合、実績について全く触れずに提案を行うことはやむを得ない。
事務局	提案として触れてあったとしても、今回の選考では実績を評価の対象とはしていない。
荻島委員	そうであれば、現運営についての課題資料は不要だと思う。
吉田委員	二次選考は提案企業の実名は出しているのか。
事務局	引き続き社名を伏せての審査となる。
荻島委員	社名を伏せるのであれば、たとえ提案事業者が現在の運営事業者だとしても、過去の実績については聞いてはいけないということになる。

	<p>玉井委員長</p> <p>委員</p> <p>玉井委員長</p> <p>事務局</p>	<p>それでは、本日の議論はここまでさせていただく。</p> <p>次回会議についても、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条により、「会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合」に該当するため、非公開としてよいか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>他の議事もないようなので、本日は閉会とする。</p> <p>承知した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
資 料	<p>次第</p> <p>1 横浜マリントワー一次期運営等事業者募集に係る経過</p> <p>2 一次選考・二次選考（ヒアリング）の進め方（案）</p>	
特記事項	<p>本日の会議録については、後日各委員に送付し、確認する。</p> <p>次回開催については9月4日（火）とし、時間については後日連絡する。</p>	